

空き家問題の解消に向けた対策に関する意見書

総務省が平成20年に実施した住宅・土地統計調査によると、全国の空き家は757万戸となり、それ以前の10年間で180万戸増加しており、総住宅数に占める空き家の割合は、13.1%とほぼ7戸に1戸が空き家となっています。熊本県内の空き家は10万5,700戸、空き家率も13.7%、平成15年の11.2%に比べて、2.2ポイント上昇しており、全国平均と比べて0.4%高い状況です。

空き家の内訳をみると、賃貸用の住宅が4万8,500戸、売却用の住宅が2,800戸で、それぞれ空き家全体の47.2%、2.7%となっており、供給可能な住宅が約半数を占めています。残る半数には、危険家屋として放置されている現状があります。

今後、少子化のため我が国の人口が減少を続けることにより、世帯数も減少に転ずることが予測されており、空き家の増加はさらに加速することが見込まれます。

一方、空き家におけるごみの不法投棄や火災、台風による空き家の損壊等が各地で発生しており、空き家の存在が衛生及び防犯・防災上の観点から大きな問題になっています。特に人が長期間居住していない空き家は、老朽化の進行が著しく、地震発生時に、倒壊によって避難路を閉塞するなど人的被害を拡大させるおそれすらあります。

現在、建築基準法や消防法において、著しく危険な物件については、所有者、管理者等に除却その他の措置を命令することが可能であり、履行されない場合は行政代執行法に基づき措置をとることができるものと規定されているものの、著しい危険の範囲が不明瞭である上に代執行までの手続きが具体的に定められておらず、増加し続ける空き家の対策として実効性があるものにはなっていません。

よって、政府及び国会におかれては、老朽化して危険な空き家の除去及び活用可能な空き家の利用促進を図るため、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望します。

記

- 1 国庫補助事業の拡充や税制の見直し等により、所有者、取得者及び地方公共団体の負担軽減を図ること。
- 2 関連法令の改正により、所有者に対する適正管理の義務付けや地方公共団体による指導等の権限強化を図るなど、総合的な施策体系を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年12月19日

水 俣 市 議 会

森林・林業再生プランに係る具体的政策の推進を求める意見書

2009年12月に政府が策定した森林・林業再生プランは、10年後の木材自給率50%以上を目指すべき姿として掲げ、森林の多面的機能の確保を図りつつ、先人たちが築き上げた人工林資源を積極的に活用して、木材の安定供給体制の確立、雇用の増大を通じた山村の活性化、木材事業を通じた低炭素社会の構築を図ることとしており、現在、国・地方をあげて、森林・林業の再生と地域活性化に向けた取り組みを進めています。

一方、今年7月の九州北部豪雨被害、8月の近畿豪雨被害を初め、近年、梅雨前線や台風などによる豪雨災害が相次ぎ、大きな被害をもたらしています。山腹崩壊や流水発生の原因としては、第一義的には局地的な集中豪雨が挙げられるが、被害が多い山林のほとんどが杉人工林の針葉樹林であり、中でも間伐未実施の杉人工林が多いのが特徴です。したがって、豪雨被害対策としても、森林・林業再生プランに基づく森林の多面的機能の持続性発揮と有効活用が特に重要であります。

そこで、現下の厳しい森林・林業・木材産業の実態を踏まえ、森林・林業の再生と地域活性化に向け、森林・林業再生プランに基づく具体的な施策を協力で推進することが求められています。

よって、政府及び国会におかれては、下記の項目について速やかに実施するよう強く要望します。

記

- 1 森林の多目的機能の持続的発揮と森林資源の有効活用に向け、森林・林業再生プランの具体的政策の推進を図ること。
 - (1) 適切な森林施業の確保のため、市町村整備計画及び森林経営計画の作成・実行を促進すること。
 - (2) 森林整備に必要な路網や作業システム、人材育成など、先行投資すべき予算額の確保を図ること。
 - (3) 地球温暖化対策の税の使途に森林吸収源対策を位置づけるなど、森林整備推進等のための安定的な財源措置の確保を図ること。
 - (4) 条件不利地域などの森林整備が進まない森林については、水源林造成事業等の公的森林整備を進めるとともに、国、地方公共団体による林地取得等を行うこと。
 - (5) 10年後の木材自給率50%以上の達成に向け、間伐材を含む地域材の需要拡大対策、住宅や公共建築物等への木材利用の推進対策を講じること。
 - (6) 地域林業を指導するフォレスターや森林施業プランナーなどの育成・確保など森林・林業の担い手対策の拡充を図ること。

(7) 林業事業体の育成整備を図るため、入札契約制度については、林業の特殊性に配慮し、地域要件の導入、複数年契約の拡大、低入札対策を講じる等、地域の林業事業体の育成整備に資する対策を講じること。

2 山村振興法に基づく山村地域の活性化に係る環境の整備に向け、森林整備や木材加工・流通などの施策を通じ、新たな雇用の場を確保する等、省庁間の連携による対策を講じること。

3 国有林については、一般会計化による公益的機能の一層の発揮と、民有林への指導・サポート、地域貢献を果たせる体制の確立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年12月19日

水 俣 市 議 会

大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書

東日本大震災では、医療崩壊・介護崩壊の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになりました。

厚生労働省が2011年6月17日に出した看護師等の「雇用の質」の向上のための取り組みについての通知では、看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤・交替制労働者等の勤務環境改善は、喫緊の課題としています。安全・安心の医療・介護のためにも、看護師など夜勤・交替制労働者の大幅増員と、労働環境の改善のために、法規制が必要です。

震災からの復興、地域医療再生のためにも、医療・社会保障予算を先進国並みにふやし、国民の負担を減らすことが求められています。

看護師等の大幅増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望します。

記

- 1 . 看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。
- 2 . 医療・社会保障予算を増やし、医師・看護師・介護職員などを大幅に増やすこと。
- 3 . 国民負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年12月19日

水 俣 市 議 会

水銀規制条約名称「水俣条約」に反対する意見書

現在、水俣病の原因物質となった有害重金属の水銀を地球的規模で規制する条約制定に向けた議論が、国連環境計画（U N E P）を舞台に進んでいます。

日本国政府は水俣病を教訓に、世界で同様の被害を繰り返さないという決意を込め、この条約の名称を「水俣条約」とするよう提案することになりました。

そのことは2010年5月1日の水俣で開催された、水俣病犠牲者慰霊式典に出席した当時の鳩山由紀夫首相が挨拶のなかで言及しました。その後、地元の水俣市においては条約名に「水俣」を冠とすることに対して賛否が交わされてまいりました。

水俣条約と名づけて水銀汚染防止への取り組みを世界に誓いたいとする環境省の説明会においては、「条約の必要性については理解するが、水俣の名を冠にすると水俣病問題が解決したかの印象になる」といった被害者団体の反対意見もある中で、水俣病資料館の語り部の会からは条約名に賛成する要望書がこの度提出されました。

一方多くの市民の意見の中に「これまでも水俣という地名が付いているばかりに長年、風評的差別を受けてきた。冠名とすることで、風評被害が永遠に続くことになる」といった意見が根強くあります。

そもそも名称については水俣病の原因物質が不明であった当時、県や市において便宜上、水俣の名称を用いられるようになりました。後年、原因物質が有機水銀であると特定されたのちも、その名称が変えられることはなく、そのことによりこれまで水俣市民がいわれのない風評被害にあってきたことは周知の事実であります。

2013年1月にスイスで開かれる最終回の政府間交渉委員会では条約文書の合意を図りたいとされています。名称についてはまだまだ地元の多様な意見があることを踏まえ、安易に判断されることのなきよう下記のことを強く要望します。

記

- 1 水俣病はそもそも学術名が「有機水銀中毒症」であり、条約名については「水俣」を冠名としないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年12月19日

水 俣 市 議 会

北朝鮮のミサイル発射に対する抗議と国に毅然とした対応を求める決議

12月12日、北朝鮮が本年2回目のミサイル発射を行った。

それは沖縄上空を通過するという事態を招き、我が国及び米国・韓国をはじめとする国際社会が、北朝鮮に対し再三にわたり強く自制を求めていたにもかかわらず、再度発射を強行した。隣国である我が国はその度に直接脅威にさらされている。また、我が国のみならず、東アジア地域全体の平和と安定を損なう行為であり、断じて容認できるものではない。

今回のミサイル発射が、弾道ミサイル発射やその技術の使用を禁止した国連安保理決議第1718号及び第1874号に違反していることは明白であり、本年4月に引き続くこのような挑発行為は、国際社会への明確な挑戦である。

北朝鮮の相次ぐ暴挙には、国際社会が一致団結して対決姿勢を明確にしなければならない。

よって、国におかれては、北朝鮮に対して毅然として対応されるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 北朝鮮に断固たる抗議の意思を表明することはもちろん、米国、韓国と密接に連携し、中国、ロシアといった関係国にも働きかけ、ミサイル発射問題を直ちに国連安保理で取り上げて、国際社会の一致した意思を決議で明確にすべく、さらなる外交努力を行うこと。
 - 2 ミサイル発射の情報収集及び把握、国民に対する迅速で的確な情報提供、訓練体制等の一層の充実を初めとする国民保護措置を強化し、弾道ミサイルに対する防衛体制のさらなる整備に万全を尽くすこと。
 - 3 我が国独自の対北朝鮮措置についても、徹底と追加措置の検討を進めること。
- 以上決議する。

平成24年12月19日

水 俣 市 議 会